

廃棄物保管場所等及び  
再利用対象物保管場所  
の設置に関する手引き

(延べ床面積 1000 m<sup>2</sup>以上大規模建築物対象)



令和 5 年 4 月  
杉並清掃事務所

# 目 次

再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届の 提出時期及び作成要領	1
1 設置届の提出時期	1
2 届出の対象となる建築物	1
3 設置届提出に必要な書類	2
4 提出書類作成の一般的手順	3
5 再利用対象物保管場所の提出書類作成の一般的手順	6
お問い合わせ・協議先案内	8
別表 1 施設用途別廃棄物排出基準	9
別表 2 住居占有面積別人員数	9
別表 3 再利用対象物の保管場所最低必要面積算出基準	10
別表 4 容器数の算定書	11
別表 4 (裏面) 保管場所面積の算定書	12
別表 5 大規模建築物の用途別、規模別、廃棄物保管設備等 の設置基準及び処理方法	13
参考資料	
資料 1 用途別床面積内訳書	15
図 1 保管場所の配置例	17
図 2 保管場所と容器の配置例	19
図 3 反転コンテナボックスのサイズ等と配置例	21
図 4 ごみ自動貯留排出機と容器・反転コンテナボックスの利用比較	22
参考 再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届(見本)	23
参考 建築物完成兼収集開始届	24
参考 覚書(見本)	25
杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する条例(抜粋)	26
杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する規則(抜粋)	28
杉並区大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置基準	30
杉並区事業用大規模建築物の再利用対象物保管場所設置基準	35

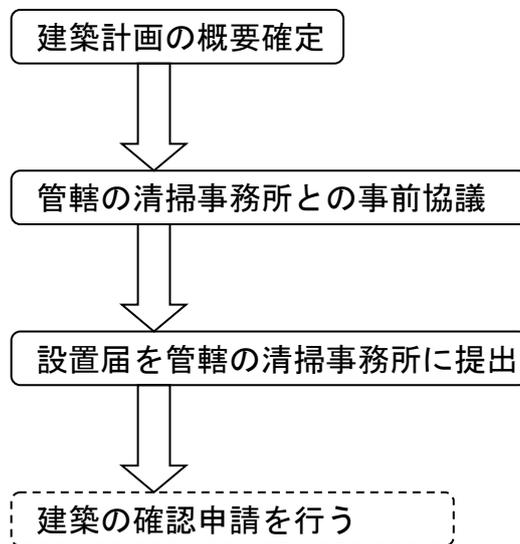
# 再利用対象物保管場所設置届兼 廃棄物保管場所等設置届の 提出時期及び作成要領

再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届（以下、「設置届」という。）の提出時期及び提出書類の作成は、次の要領により行ってください。

## 1 設置届の提出の時期

設置届は、建築物の計画段階で、事前に管轄の清掃事務所と十分に協議のうえ、建築確認の申請を行う前に提出してください。

【設置届提出までの流れ】



なお、工事が竣工したときは保管場所完成の届出を行い、清掃事務所の**完成検査**を受けること。

## 2 届出の対象となる建築物

- (1) 廃棄物保管場所及び保管設備の設置が必要となる建築物  
⇒ 延べ床面積 1,000 平方メートル以上の建築物
  
- (2) 再利用対象物保管場所の設置が必要となる建築物  
⇒ 事業用途に供する部分（住宅部分は除く）の床面積の合計が 1,000 平方メートル以上の建築物

### 3 設置届提出に必要な書類

設置の届け出にあたっては、次の書類が必要となります。

#### (1) 設置届書

No	名 称	部数	見本	様式
①	再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届	2	P 23	—

注：部数の2は、正・副の2部を示します。以下も同様です。用紙は各清掃事務所に用意してあります。

#### (2) 再利用対象物保管場所・廃棄物保管場所に共通に必要な図面等（住宅系・事業系共通）

No	名 称	部数	見本	様式
①	建築物の案内図（地図の写しで可）及び配置図	2	—	—
②	建築物の設計概要 （用途、規模、階数、建築面積、延床面積等）	2	—	—
③	建築物の各階平面図	2	—	—
④	建築物の用途別床面積内訳書	2	P 15 ~16	—

#### (3) 廃棄物保管場所・保管設備関係に必要な図面等（住宅系・事業系共通）

No	名 称	部数	見本	様式
①	保管場所等の配置図（位置図）及び敷地内運搬車通路図 ※各階平面図で確認できれば省略できます。	2	P 17	—
②	保管場所等の平面図・立面図・断面図 （縮尺 50 分の 1）	2	—	—
③	保管場所等の仕様及び面積算定図	2	—	—
④	容器数の算定書・保管場所面積の算定書	2	P 11 ~12	—
⑤	その他保管場所等設置に関して必要と認める図面等	2	—	—
⑥	覚書	2	P 25	—

#### (4) 再利用対象物保管場所関係に必要な図面等（事業系のみ）

No	名 称	部数	見本	様式
①	保管場所の配置図（位地図）及び敷地内運搬車通路図 ※各階平面図で確認できれば省略できます。	2	P 17	—
②	保管場所の平面図・立面図・断面図（縮尺 50 分の 1）	2	—	—
③	保管場所等の仕様及び面積算定図	2	—	—
④	その他保管場所等設置に関して必要と認める図面等	2	—	—

※設置届けの提出が代理人である場合、建設者の委任状も提出してください。

## 4 提出書類作成の一般的手順

### (1) 建築物の用途と規模の明確化

- ① 建築物の用途別床面積内訳書（住宅系・事業系）（P15・16）により、用途ごとの床面積、住宅部分の居住人員等の計算をする。床面積については、廃棄物の排出対象となる有効面積と、共用部分とを区別する。
- ② 住宅部分の人員数は、原則として別表2（P9）の住居占有面積別人員数により算定する。ただし、実際に使用する人員が確定している場合は、その人員で算定する。
- ③ 事業系の用途ごとの区分は、別表1（P9）の施設用途別廃棄物排出基準による。

### (2) 建築物より発生する廃棄物の量の算定

- ① 原則として別表1（P9）の施設用途別廃棄物排出基準により算定する。ただし、過去の廃棄物排出データがある場合は、清掃事務所の了承を得たうえでそのデータを用いて算定する。
- ② 算定にあたっては、住宅（家庭）系と事業系（事務所・店舗等）を区別し、別表4（P11）の「容器数の算定書」を利用して算定する。

### (3) 廃棄物の量を、可燃ごみ、不燃ごみ、缶、びん等に区分し、その割合を算定

- ① 家庭から排出される廃棄物の算定については、1人1日当たりの廃棄物の容量（容積）を3.64リットルとし、次の区分割合により行う。

可 燃	不 燃	プラスチック製 容器包装	ペットボ トル	缶	び ん	古 紙
46%	3%	19%	10%	4%	3%	15%

- ② 事業系廃棄物の場合は、清掃事務所の了承を得たうえで、過去のデータを用いて算出する。ただし、過去のデータがない場合は、可燃75%、不燃25%とする。
- ③ なお、体積を重量に換算する必要がある場合は、 $1\text{ m}^3=250\text{kg}$ として計算する。

### (4) 廃棄物の収集方法、収集間隔

- ① 家庭廃棄物は杉並区が収集を行い、事業系廃棄物は原則として自己処理、又は一般（産業）廃棄物処理業者の収集となります。  
廃棄物の種類ごとの収集間隔は、次のとおり計算する。

	収 集 者	廃棄物の種類		収集間隔
		一般廃棄物		
家庭廃棄物	杉並区が収集	可燃ごみ		3日
		不燃ごみ		13日
		プラスチック製容器包装		6日
		ペットボトル		6日
		びん		6日
		缶		6日
		古紙		6日
事業系廃棄物	原則として自己処理、又は廃棄物処理業者に委託	一般廃棄物 → 一般廃棄物処理業者 産業廃棄物 → 産業廃棄物処理業者		処理業者との協議による

注：事業系廃棄物の収集を廃棄物処理業者に委託する場合は、予定する処理業者との協議により収集回数（収集形態）を決めてください。

## (5) 廃棄物の保管方法

廃棄物の保管方法は、別表5（P13・14）の「大規模建築物の用途別、規模別、廃棄物保管設備等の設置基準及び処理方法」の中から決めてください。主な保管設備については、次の点を参考にしてください。

### ① 可燃・不燃・プラスチック製容器包装（・ペットボトル）

#### a 容器による場合

- ・丸型容器又は角型容器を使用する。

丸型60ℓ容器	直径60cm程度
角型60ℓ容器	W35cm×D55cm×H60cm ※参考規格

注：実際に使用する容器の規格等がわかる資料を添付のこと。

#### b 反転コンテナボックスの場合

- ・容量は、0.7 m<sup>3</sup>とする。
- ・反転コンテナボックスについては区で対応が難しい場合もあるので、事前に清掃事務所と十分協議してください。

#### c 容器以外の場合

- ・廃棄物の排出量及び保管日数等に応じて、廃棄物が十分収納できるものとする。
- ・清掃事務所と十分協議してください。

### ② 資源（びん・缶・（ペットボトル））

- ・ここで示した保管設備は、家庭から出る資源物を対象としたものです。事業系の場合には様々なものが想定され、再利用対象物として取り扱います。したがって、事業系の保管設備は状況により適宜検討ください。
- ・びん・缶については、折りたたみ式回収箱（コンテナ容器）とする。
- ・ペットボトルについては、丸型または角型容器に代え、ネット容器とすることもできる。

びん・缶	折りたたみ式回収箱 (コンテナ容器)	外寸 W530×D366×H322
ペットボトル	丸型60ℓ容器	直径 60cm 程度
	角型60ℓ容器	W55cm×D35cm×H60cm

注：家庭から出るびん・缶の折りたたみ式回収箱は区から貸与します。

## (6) 廃棄物保管設備の必要数の算定

- ① 容器については、別表4（P11）の「容器数の算定書」により算定してください。
- ② 反転コンテナボックスについては、①に準じて算定してください。
- ③ ①、②以外の方法による場合は、管轄の清掃事務所に問い合わせてください。

## (7) 廃棄物保管場所の位置と構造

廃棄物保管場所の位置や構造は、利用者の利便性、収集作業の安全や効率等を考慮して決めてください。

### ① 保管場所の位置、構造

図1（P17）から図4（P22）の保管場所、容器、反転コンテナボックスの配置例等を参考にしてください。

### ② 保管場所の設置基準等

P30の「杉並区大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置基準」によりますが、主なものは次のとおりです。

#### 設置の主な基準

- a 他の用途と兼用できないこと。
- b 廃棄物の種類、排出量及び保管日数等に応じて、廃棄物が十分収納できること。
- c 建築物1棟につき、1箇所以上設置すること。ただし、同一敷地内の複数の建築物から排出される廃棄物を取りまとめて保管する場合は、この限りではない。
- d 家庭廃棄物及び事業系廃棄物が、各別に保管できること。
- e 廃棄物の搬入、保管設備への投入若しくは運搬車への積込み、及び清掃若しくは点検等に必要な作業場所を確保すること。
- f 敷地内に運搬車が駐車できるスペースを設けること。
- g 運搬車の通行に支障のない幅員及び高さを有する水平な通路に接続する場所に設置すること。

#### 構造の主な基準

- a 廃棄物の飛散及び臭気の流出を防ぐため、囲い及び扉等を設けること。かつ、屋外に設置する場合は、雨水の流入を防ぐため、ひさし及び屋根等を設けること。
- b 換気及び採光ができる構造とすること。

- c 出入口の幅及び高さ
  - ・ 容器を保管設備とし、運搬車が横付けする場合は幅 1.2m 以上、高さ 2.1m 以上とすること。
  - ・ 床の通路と接続する部分は、水平で、かつ通路と同一平面であること。

付帯設備の主な基準

- a 容器及び保管場所内部の清潔を保持するため、水道栓等の洗浄設備及び排水口等の排水設備を設置すること。
- b 可燃・不燃・プラスチック製容器包装の容器保管用として、棚を設置する場合は 2 段とし、その高さは 80cm から 100cm までとすること。

#### (8) 粗大ごみ集積所の設置基準

- ① 敷地内に、集積所の場所を示すペイント表示と「粗大ごみ集積所」と印字された表示板により区別されたスペースを設けること。
- ② 最低 3 m<sup>2</sup>以上とする。
- ③ 通路など他の用途と共用でないこと。

## 5 再利用対象物保管場所の提出書類作成の一般的手順

#### (1) 建築物の用途と規模の明確化

用途別床面積内訳書（事業系）（P16）により、用途ごとの床面積を明確にすると共に、専用部分と共用部分（廊下、階段、エレベーター等）とに区別する。

#### (2) 保管場所の最低必要面積の算出

別表 3（P10）の「再利用対象物の保管場所最低必要面積算出基準」により算定する。ただし、算出に当っては、次のことに注意してください。

- ① 同一敷地内に保管場所設置の対象となる建築物が数棟ある場合は、各棟ごとに保管場所の必要面積を算出し、その合計面積を保管場所最低必要面積とすること。
- ② 用途欄に記載された用途以外の建築物の場合は、清掃事務所と十分協議を行い、了承を得たうえで類似の用途を用いて算出すること。

#### (3) 再利用対象物保管場所の位置と構造

再利用対象物保管場所の位置や構造は、利用者の利便性、収集作業の安全及び効率等を考慮して決めてください。

具体的には、P35 の「杉並区事業用大規模建築物の再利用対象物保管場所設置基準」により

ますが、主なものは次のとおりです。

なお、構造、附帯設備等は「杉並区大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置基準」を準用してください。

- ① 運搬車が直接かつ安全に進入できる敷地内に設置し、作業の安全性及び効率性に十分配慮すること。また、敷地内への出入口は、接する道路の交通量、交通規制等を十分考慮して設置すること。
- ② 引火性、爆発性の物の保管場所等に近接していない場所に設置すること。
- ③ 屋外に設置する場合は、再利用対象物の飛散及び雨水の流入等を防止するため、屋根及び囲いを設けること。
- ④ 再利用対象物の選別、運搬車への積込み作業等に必要な作業場所を確保すること。ただし、保管設備を廃棄物保管場所と隣接して設置する場合は、廃棄物保管場所の作業場所と兼用することができる。
- ⑤ 耐久性を考慮した構造とすること。
- ⑥ 廃棄物保管場所と隣接して設置する場合は、廃棄物の混入及び廃棄物から生じる汚水等を防止するため、壁等により区分すること。
- ⑦ 再利用対象物の種類及び使用上の注意事項を表示するとともに、棚・仕切板等により、再利用対象物の種類が区分できるようにすること。
- ⑧ 保管場所の換気、採光に十分配慮し、必要な設備を備えること。

#### (4) その他

事業用大規模建築物の所有者（以下「所有者」という）の方は、建築物が竣工したら、次のことに注意して保管場所の維持管理に努めること。

また、所有者の方は、条例に基づき、廃棄物管理責任者を選任し、「廃棄物管理責任者選任届」及び「事業用大規模建築物における再利用計画書」を管轄の清掃事務所に提出することになっています。

- ① 所有者は、常に、保管場所及びその周辺を清潔に保ち、適切な維持管理を行うこと。この場合において、所有者は、必要があるときは利用者に協力を求め指導を行うこと。
- ② 所有者は、再利用対象物の選別・運搬作業に従事する従業員等の安全衛生に十分配慮し、安全衛生上の支障が生じたときは、すみやかに適切な処置を講ずること。
- ③ 所有者は、事業用大規模建築物の利用形態の変更等により、保管場所の基準に適合しないこととなったときには、すみやかに当該基準に適合させるための処置を講ずること。
- ④ 所有者は、出入口付近の歩行者等の危険防止のため所要の設備が必要なときは、これを設置するとともに、適切に管理すること。

## お問い合わせ・協議先案内

### 杉並清掃事務所方南支所

所在地：杉並区方南 1 - 3 - 4

電話：3 3 2 3 - 4 5 7 1

FAX：3 3 2 3 - 5 1 7 1

別表 1 施設用途別廃棄物排出基準（基準第 6 条第 1 号関係）

施設の用途	排出基準
住 宅	3.64ℓ/人
事 務 所 ビ ル	0.04kg/m <sup>2</sup>
文化・娯楽施設	0.03kg/m <sup>2</sup>
店舗（飲食店）	0.20kg/m <sup>2</sup>
店舗（物品販売） デパート・スーパー	0.08kg/m <sup>2</sup>
ホ テ ル	0.06kg/m <sup>2</sup>
学 校	0.03kg/m <sup>2</sup>
病院・診療所	0.08kg/m <sup>2</sup>
駐 車 場	0.005kg/m <sup>2</sup>
鉄 道 駅 舎	0.005kg/m <sup>2</sup>

別表 2 住居占有面積別人員数（基準第 6 条第 2 号関係）

住居占有面積	人 員 数
～ 20 m <sup>2</sup>	1.0 人
～ 30 m <sup>2</sup>	1.5 人
～ 40 m <sup>2</sup>	2.0 人
～ 50 m <sup>2</sup>	2.5 人
～ 60 m <sup>2</sup>	3.0 人
60 m <sup>2</sup> 超	4.0 人

## 再利用対象物の保管場所最低必要面積算出基準

対象延床面積 用途	3000㎡未満	10,000㎡未満	10,000㎡以上50,000㎡未満	50,000㎡以上100,000㎡未満	100,000㎡以上
事務所	3㎡以上	4㎡以上	$4\text{㎡} + \frac{(\text{延床面積} - 10,000\text{㎡})}{10,000\text{㎡}} \times 3\text{㎡}$ 以上	$16\text{㎡} + \frac{(\text{延床面積} - 10,000\text{㎡})}{10,000\text{㎡}} \times 2\text{㎡}$ 以上	26㎡以上
飲食店					
学 校					
病院・診療所					
店 舗	3㎡以上	4㎡以上	$4\text{㎡} + \frac{(\text{延床面積} - 10,000\text{㎡})}{10,000\text{㎡}} \times 4\text{㎡}$		40㎡以上
ホテル					
文化・娯楽施設等	2㎡以上	3㎡以上	$4\text{㎡} + \frac{(\text{延床面積} - 10,000\text{㎡})}{10,000\text{㎡}} \times 2\text{㎡}$ 以上	$4\text{㎡} + \frac{(\text{延床面積} - 10,000\text{㎡})}{10,000\text{㎡}} \times 1\text{㎡}$ 以上	16㎡以上

(注意)

- 1 上記用途に該当しない事業大規模建築物については、事前に協議すること。
- 2 対象延床面積は、共有部分を除くこと。
- 3 主たる用途に付随する事務所等は、主たる用途とみなす。
- 4 対象延面積が3,000㎡未満の複合施設の最低必要面積は、3㎡以上とする。
- 5 対象延面積が10,000㎡未満の複合施設の最低必要面積は、4㎡以上とする。
- 6 対象延面積が10,000㎡以上の複合施設の最低必要面積は、各用途別に対象延床面積があるものと仮定し、各々の最低必要面積を算出し、その面積に「各用途別面積÷対象延床面積」の比率を乗じ、そのたいてい必要面積を合計した面積(以下「合計面積」という。)以上とすること。ただし、合計面積が4㎡未満となった場合の最低必要面積は、4㎡以上とする。
- 7 算出にあたっては、小数第2位を四捨五入すること。

容器数の算定書

用途	品目	人員又は床面積 × 排出基準 × 組成割合 × 収集間隔 ÷ 容器容量 = A (Aは、小数点以下二位を四捨五入)	最低必要個数		予備率 の加算 B	必要個数 C		
			ポリ 容器	コンテナ 容器		ポリ 容器	コンテナ 容器	
住宅	可燃	人員 排出基準 組成割合 収集間隔 容器容量 [ ]人 × [ 3.64 ]ℓ × [ 0.46 ] × [ 3 ]日 ÷ [ 60 ]ℓ = ①	個	個	(①+②+③+④) × 1.4	個	個	
	不燃	[ ]人 × [ 3.64 ]ℓ × [ 0.03 ] × [ 13 ]日 ÷ [ 60 ]ℓ = ②						
	プラ容器	[ ]人 × [ 3.64 ]ℓ × [ 0.19 ] × [ 6 ]日 ÷ [ 60 ]ℓ = ③						
	ペット ボトル	[ ]人 × [ 3.64 ]ℓ × [ 0.10 ] × [ 6 ]日 ÷ [ 60 ]ℓ = ④						
	缶	[ ]人 × [ 3.64 ]ℓ × [ 0.04 ] × [ 6 ]日 ÷ [ 50 ]ℓ = ⑤			個			(⑤+⑥+⑦) × 1.4
	びん	[ ]人 × [ 3.64 ]ℓ × [ 0.03 ] × [ 6 ]日 ÷ [ 50 ]ℓ = ⑥						
	古紙	[ ]人 × [ 3.64 ]ℓ × [ 0.15 ] × [ 6 ]日 ÷ [ 50 ]ℓ = ⑦						
事務所	可燃	床面積 排出基準 組成割合 収集間隔 容器容量 [ ]㎡ × [ ]kg × [ 0.75 ] × [ ]日 ÷ [ ]kg = ⑧	個	個	(⑧~⑬) × 1.4	個	個	
	不燃	[ ]㎡ × [ ]kg × [ 0.25 ] × [ ]日 ÷ [ ]kg = ⑨						
	可燃	[ ]㎡ × [ ]kg × [ ] × [ ]日 ÷ [ ]kg = ⑩						
	不燃	[ ]㎡ × [ ]kg × [ ] × [ ]日 ÷ [ ]kg = ⑪			不燃 ⑨+⑪+⑬			
	可燃	[ ]㎡ × [ ]kg × [ ] × [ ]日 ÷ [ ]kg = ⑫						
	不燃	[ ]㎡ × [ ]kg × [ ] × [ ]日 ÷ [ ]kg = ⑬						
注：必要個数 C は、B の小数点以下を切り上げる。			最低必要 個数合計	ポリ 容器	コンテナ 容器	必要個数 合計	ポリ 容器	コンテナ 容器

### 保管場所面積の算定書

容器保管 必要面積	ポリ容器	容器の直径又は縦〔 〕m × 容器直径又は横〔 〕m × 容器数〔 〕個 ÷ 段数〔 〕段 = m <sup>2</sup> ・・・ア
	コンテナ容器	容器の面積〔0.2〕m <sup>2</sup> × 容器数〔 〕個 ÷ 段数〔 〕 = m <sup>2</sup> ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・イ

1・容器保管場所面積	ポリ容器	ア ≤ m <sup>2</sup> ・ウ	ウ+エ _____m <sup>2</sup>	2・洗淨排水 設備面積 _____m <sup>2</sup>	3・作業上 必要面積 _____m <sup>2</sup>
	コンテナ容器	イ ≤ m <sup>2</sup> ・エ			

合計面積(1+2+3) _____m <sup>2</sup>	粗大ごみ保管場所面積 _____m <sup>2</sup>
------------------------------------	-----------------------------------

(算定上の注意)

- 1 計算は、用途別を実施し必要個数を算定する。
- 2 区集の場合収集感覚は、可燃3日、不燃13日(各週)、資源6日とする。区集によらない場合は、実態により記入する。
- 3 容器1個あたりの容量は、原則として次のとおりである。

容器の種類	ポリ容器				コンテナ容器			
	品目	可燃	不燃	プラスチック製 容器包装	ペットボトル	缶	びん	古紙
容量(容積)単位ℓ	60	60	60	60	50	50	50	

※ 古紙は、コンテナを使用しないが、面積算定のため、便宜上コンテナによる換算をしている。

- 4 容器数の算定は、家庭系と事業系を区分する。
- 5 予備率は、40%を確保する。
- 6 必要個数が最低必要個数より少ない場合は、最低必要個数と必要個数とする。
- 7 コンテナ容器については、1段につき2個の積み上げを原則とする。
- 8 コンテナ容器の規格は次のとおりとする。 外寸 W530mm × D366mm × H322mm、面積の算定では0.2m<sup>2</sup>(≒530mm × 366mm)で計算する。
- 9 事業用途に供する部分の床面積の合計が1000平米以上の建築物(事業用大規模建築物)は、上記保管場所とは別に再利用対象物保管場所の設置が必要となります。

大規模建築物の用途別、規模別、廃棄物保管設備等の設置基準及び処理方法

建築物	規模等	廃棄物	廃棄物保管設備の種類						粗大ごみ 集積所	処理方法			備考
			丸型・角型 60ℓ容器	反転コンテナ ボックス	自動貯留 排出器	車両搭載式 コンテナ等	その他	折りたたみ式 回収箱		杉並区	自己処理	許可業者	
区の収集運搬業務の提供を受ける場合（家庭系建築物）	100戸以上	可燃ごみ	△	△	○				○	○			古紙等は集団回収等でも可  ペットボトルは店頭回収でも可
		不燃ごみ	○	△	×					○			
		プラスチック製 容器包装	○	×	○					○			
		びん・缶						○（注1）		○			
		古紙					○			○			
		ペットボトル					△ネット 容器			○			
	100戸未満	可燃ごみ	△	△	○				○	○			古紙等は集団回収等でも可  ペットボトルは店頭回収でも可
		不燃ごみ	○	△	×					○			
		プラスチック製 容器包装	○	×	○					○			
		びん・缶						○（注1）		○			
		古紙					○			○			
		ペットボトル					△ネット 容器			○			

※ 保管場所設備の種類欄の ○は適、×は不適 △は要相談 を示す。

（裏面につづく）

(別表5 表面から続き)

建築物	規模等	廃棄物	廃棄物保管設備の種類					粗大ごみ 集積所	処理方法			備考
			丸型・角型 60ℓ容器	反転コンテナ ボックス	自動貯留 排出器	車両搭載式 コンテナ等	その他		折りたたみ式 回収箱	杉並区	自己処理	
ない区 の場合 （事業系 業務の 提供を 受け	排出日量 1,000kg以上	一般廃棄物			○	○	○	○		○	一廃	一廃： 一般廃棄物 処理業者
		産業廃棄物			○	○	○			○	産廃	
		資源 (再利用対象物)								資源 回収業者	(注2)	
	排出日量 1,000kg未満	一般廃棄物	○	○	○	○	○	○		○	一廃	産廃： 産業廃棄物 処理業者
		産業廃棄物	○	○	○	○	○			○	産廃	
		資源 (再利用対象物)								資源 回収業者	(注2)	

※ 保管場所設備の種類欄の ○は適、×は不適 △は要相談 を示す。

注1： 区の収集運搬を受ける場合でも、事業系の資源は原則として袋出しによる袋の容量による有料ごみ処理券を貼付するため、回収箱(折りたたみ式コンテナ)での回収は行いません。

注2： 資源回収業者による回数場合は、びん・缶・古紙等の「専ら物(もっぱら物)」のみを回収する場合は許可の必要はありません。

しかし、専ら物以外の廃棄物を資源として再利用する場合は、一般廃棄物もしくは産業廃棄物の許可が必要となります。

## 用途別床面積内訳書(住宅系)

記入例

階	延床面積	住 宅						共用部分等面積	備 考
		部屋割	床面積	人 員	戸数	総人員	延べ床面積小計		
1	566.42	Aタイプ	27.04	1.5	3	4.5	81.12	278.00	
		Bタイプ	35.08	2	3	6	105.24		
		Cタイプ	42.04	2.5	1	2.5	42.04		
		Dタイプ	60.02	4	1	4	60.02		
2	611.44	Aタイプ	27.04	1.5	4	6	108.16	46.03	
		Cタイプ	42.04	2.5	3	7.5	126.12		
		Eタイプ	58.88	3	2	6	117.76		
		Fタイプ	67.25	4	2	8	134.5		
		Gタイプ	78.87	4	1	4	78.87		
3	611.44	Aタイプ	27.04	1.5	4	6	108.16	46.03	
		Cタイプ	42.04	2.5	3	7.5	126.12		
		Eタイプ	58.88	3	2	6	117.76		
		Fタイプ	67.25	4	2	8	134.5		
		Gタイプ	78.87	4	1	4	78.87		
4	511.39	Bタイプ	35.08	2	4	8	140.32	46.03	
		Dタイプ	60.02	4	2	8	120.04		
		Eタイプ	58.88	3	1	3	58.88		
		Fタイプ	67.25	4	1	4	67.25		
		Gタイプ	78.87	4	1	4	78.87		
合計	2,300.69				41	107	1884.6	416.09	

## 用途別床面積内訳書(事業系)

記入例

階	延床面積	店 舗			事 務 所				共用部分等面積
		業 種	戸 数	床面積	戸 数	床面積	戸 数	床面積	
1階	1056.35	飲食店	10	745.65	1	100.25			210.45
2階	874.6	スーパー	1	785.95					88.65
3階	874.6	スーパー	1	785.95					88.65
4階	874.6	スーパー	1	785.95					88.65
5階	874.6	スーパー	1	785.95					88.65
6階	798.65				5	678.1			120.55
7階	798.65				4	678.1			120.55
8階	555.85				4	500.85			55.00
合計	6,707.90			3,889.45		1,957.30			861.15

図 1 保管場所の配置例

道路に面しており、敷地内に収集車が進入して作業ができる位置に設置し、収集日に歩道上に持ち出すことのないようにすること。

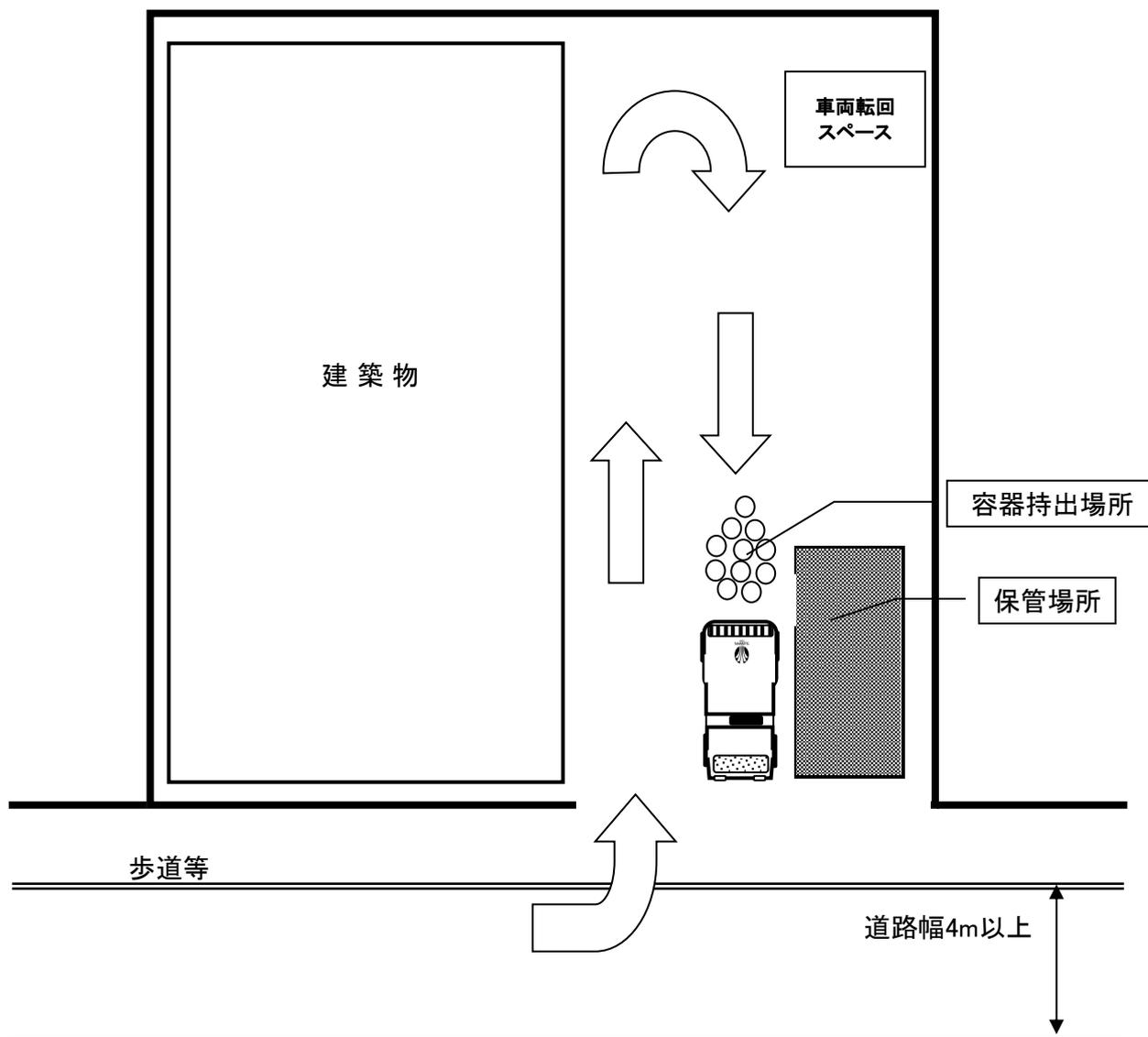
なお、持出場所スペースを敷地内に設けること。また、収集車が安全に進入し退出できるように敷地内に収集車転回場所を設けること。

具体的には、下図の3つの例を参考にすること。

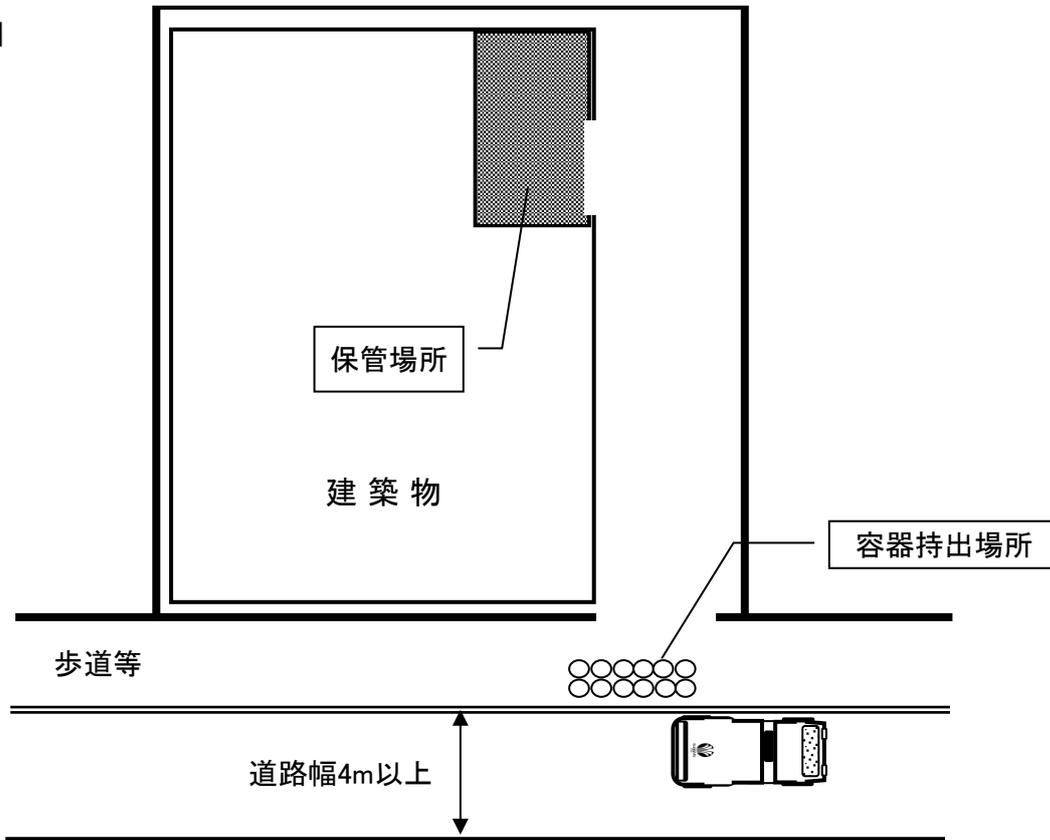
A 図 … 道路に面し、収集車が進入できる最良の例(50戸以上の容器数の多い場合は、この例が望ましい。)

B1 図 または B2 図 … A 図 がどうしても確保できない場合。

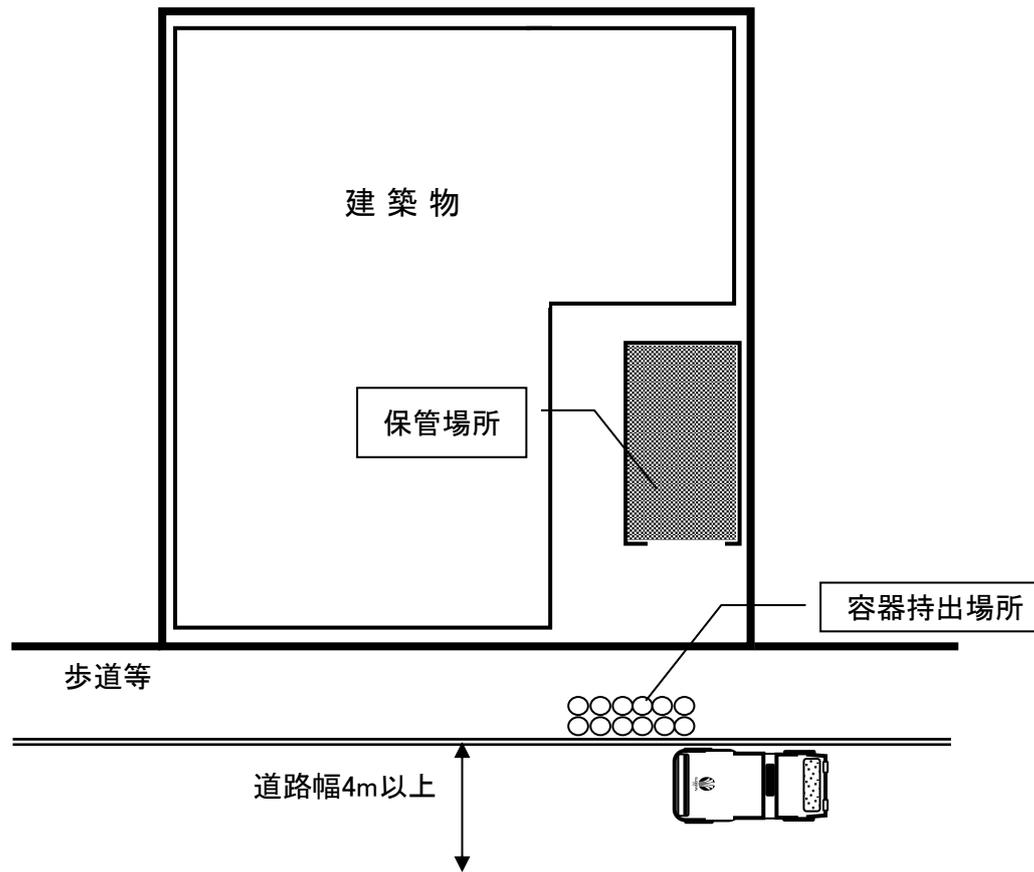
A 図



B-1図



B-2図



## 図 2 保管場所と容器の配置例

ポリ容器の規格に十分注意して、次のような配置にする

丸型ポリ容器(60ℓ)・・・直径60cm

角型ポリ容器(60ℓ)・・・35cm×55cm×61cm  
(一辺)×(一辺)×(高さ)

容器の規格はメーカーによって異なりますので、上記より小さい場合はカタログを添付すること。

### 図 2-1

#### 保管場所平面図と容器の配置例

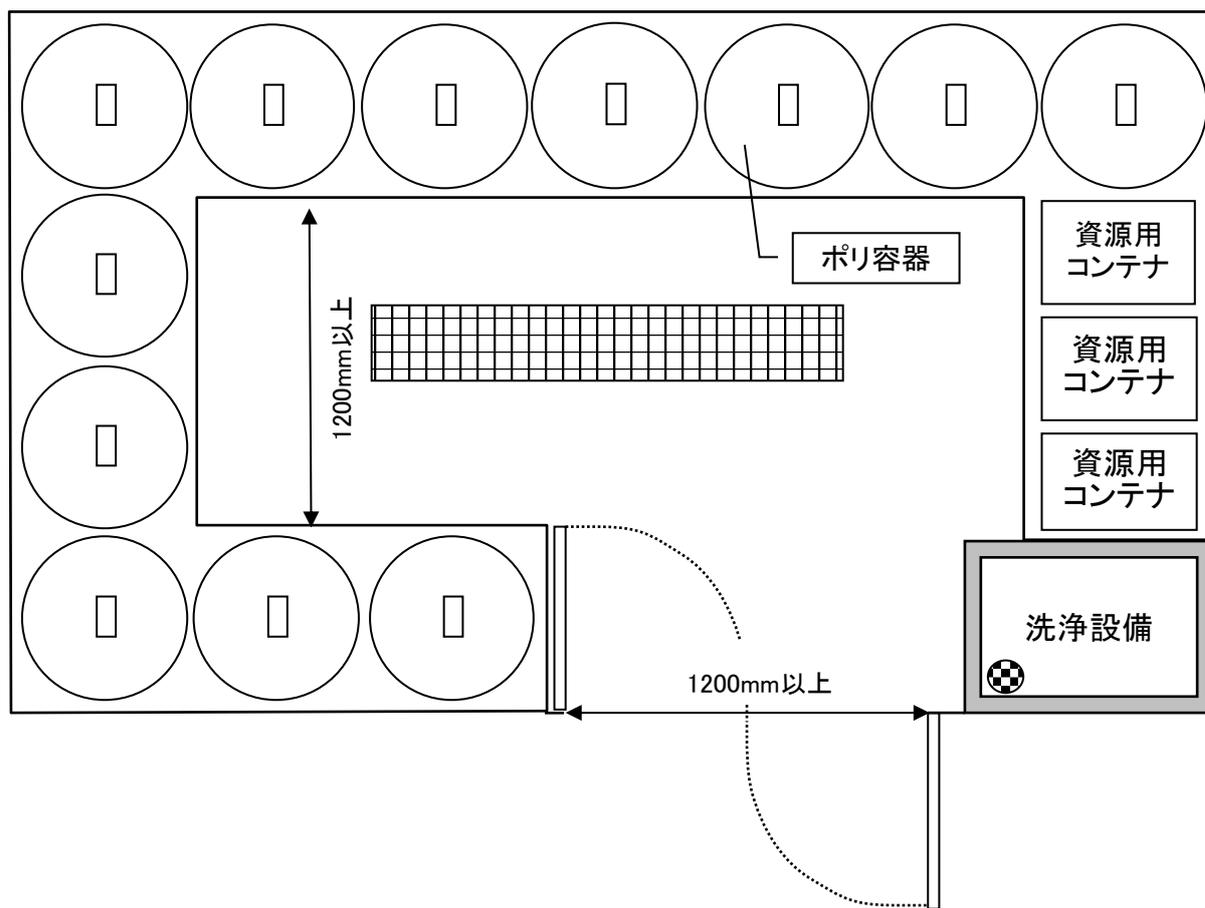
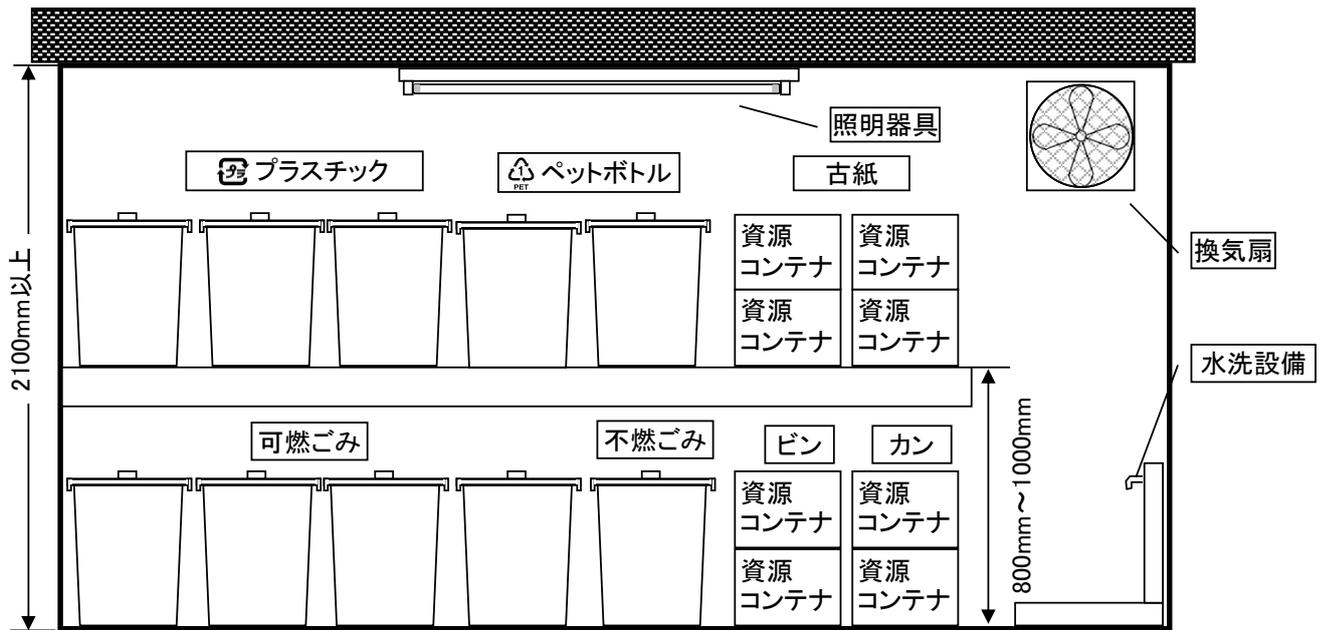
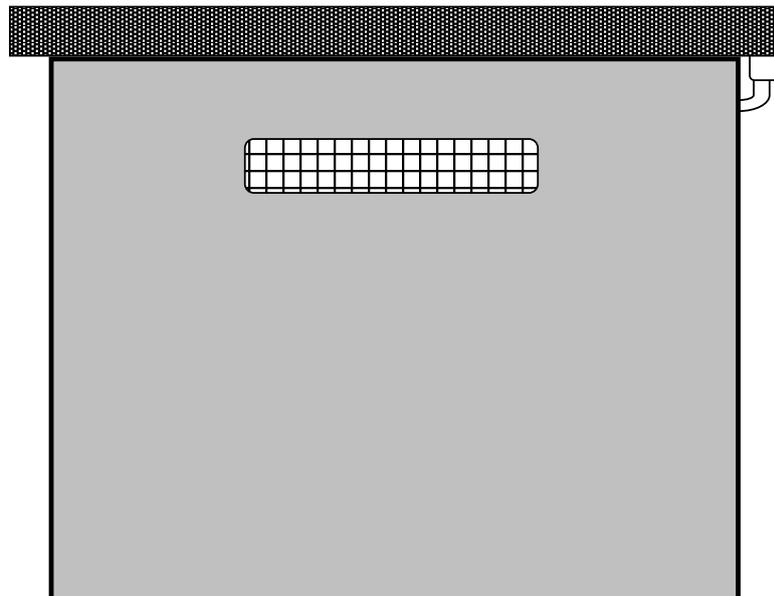


図 2-2  
保管場所断面図



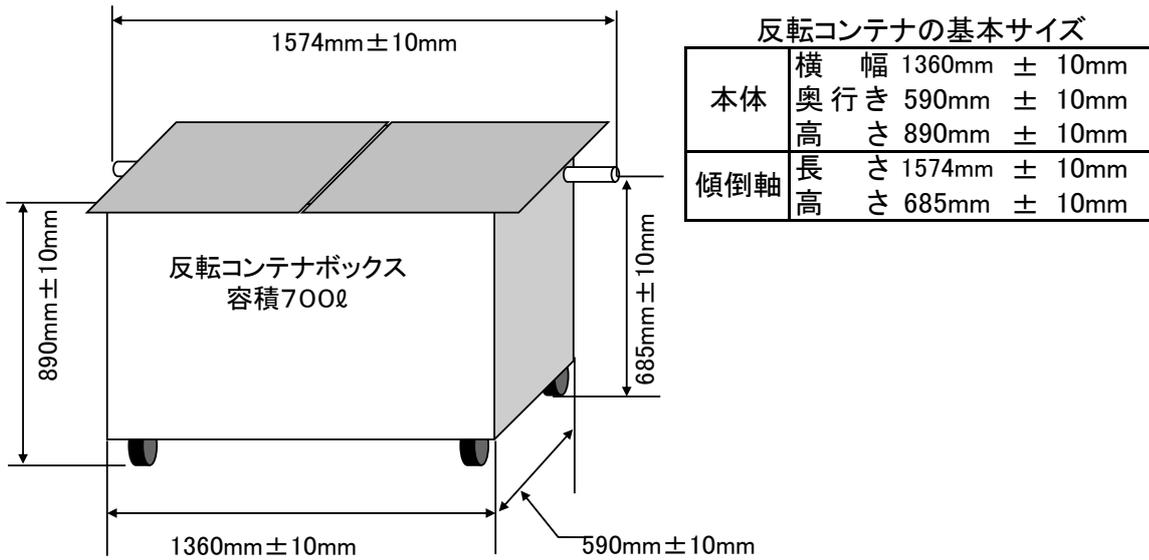
- 1 二段構造の場合、棚の高さは800mm以上1000mm以下であること
- 2 天井の高さは、2100mm以上確保すること
- 3 照明は、倉庫と同じような明るさにすること
- 4 換気口(換気扇)を設置すること
- 5 ごみ、資源の種類別表記をすることが望ましい

図 2-3  
保管場所側面図



- 1 屋外の場合、屋根等を設置すること

図 3 反転コンテナボックスのサイズ等と設置例



反転コンテナ 10個設置例

- 1 照明は、倉庫と同じような明るさにすること
- 2 換気口(換気扇)を設置すること
- 3 洗浄設備を設置すること
- 4 排水設備を設置すること

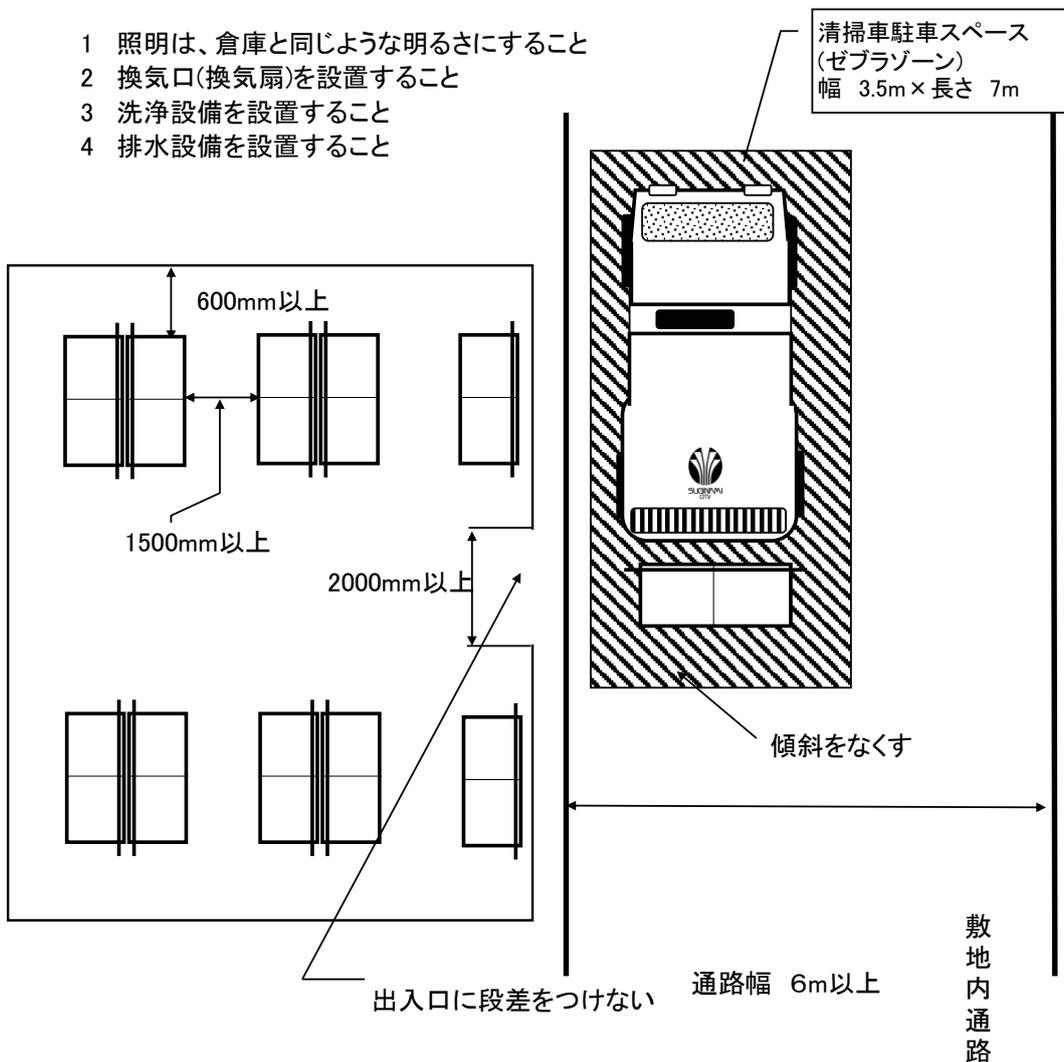
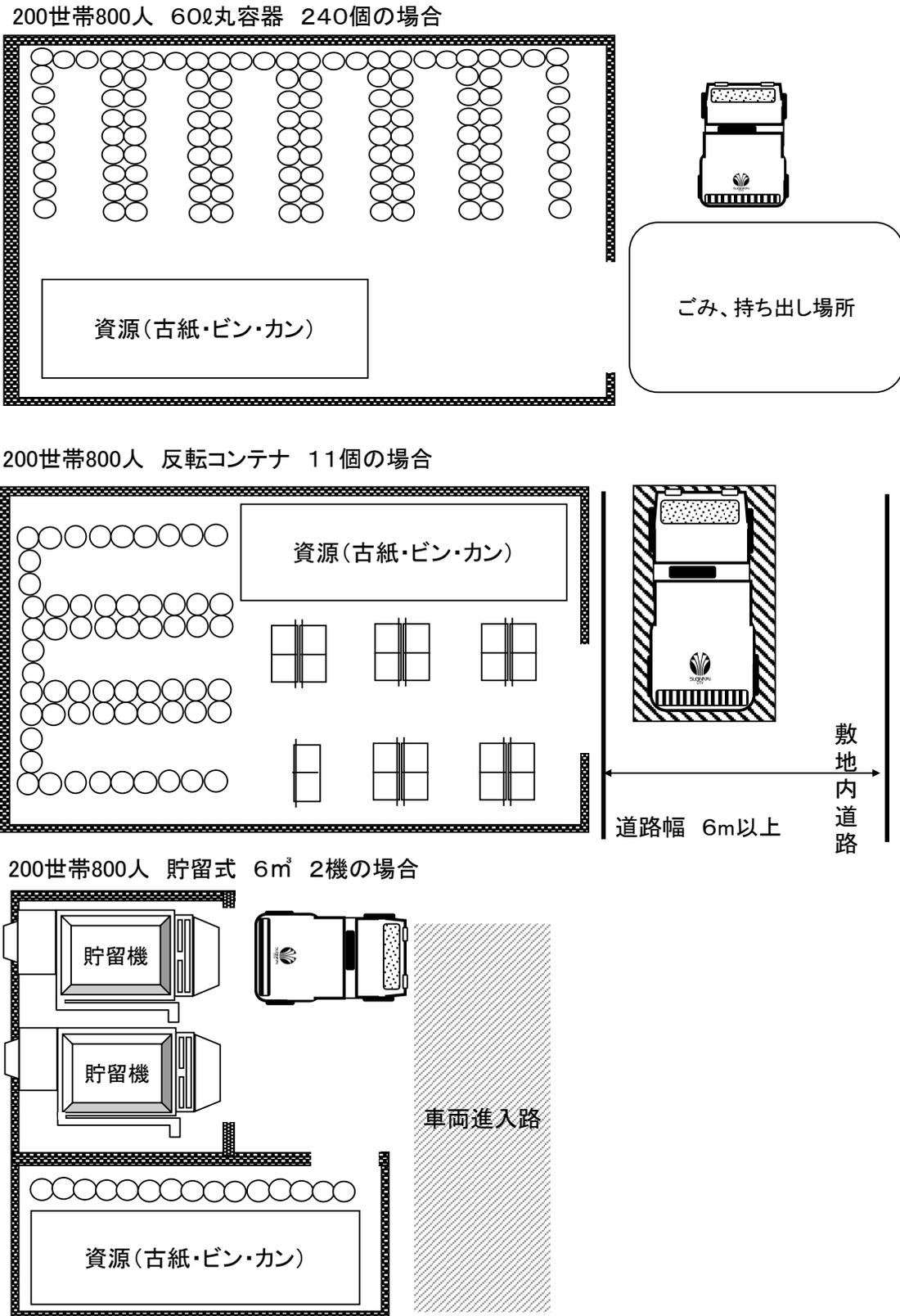


図 4 ごみ自動貯留排出機と容器・反転コンテナボックス利用の比較 イメージ図

ごみ自動貯留排出機は、ごみを内部(装置内)に貯留することで、衛生的にごみを貯留することができます。この装置はごみを圧縮貯留できるため、反転コンテナ等を設置する場合と比較して省スペースで設置できます。また、ごみの排出もボタンひとつできるので、反転コンテナやポリ容器等の持ち出し、容器の洗浄作業が省けます。



# 再 利 用 対 象 物 保 管 場 所 設 置 届 兼 廃 棄 物 保 管 場 所 等 設 置 届

見 本

年 月 日

杉並区長 あて

(建設者) 住所  
氏名  
電話番号 ( )

杉並区廃棄物の処理および再利用に関する条例 第14条第6項 第43条第1項 の規定により、次のとおり届け出ます。

### 1 建築物の概要

設 計 者	住所 氏名 電話番号 ( )		
工 事 施 工 者	住所 氏名 電話番号 ( )		
建築物の所在地			
建築物の名称			
建築物の用途			
敷 地 面 積	m <sup>2</sup>		
延 べ 床 面 積	m <sup>2</sup>	(内訳)	住宅用 m <sup>2</sup> 事業用 m <sup>2</sup>
構 造	造	地上 階	地下 階
予 定 年 月 日	工事着手 年 月 日	工事完成 年 月 日	使用開始 年 月 日

### 2 再利用対象物保管場所(条例第14条第6項関係)

保 管 場 所	地上・地下 階	箇所	m <sup>2</sup>
---------	---------	----	----------------

### 3 廃棄物保管場所等(条例第43条第1項関係)

保 管 場 所	地上・地下 階	箇所	m <sup>2</sup>
保 管 設 備	種別	容量	0・m <sup>2</sup> 設置数 個・台
粗大ごみ集積所	地上・地下	階	箇所 m <sup>2</sup>
清掃車通行道路	公・私道	m	洗浄排水設備 洗浄 箇所、排水 箇所

※印欄には、記入しないこと。

受	付 欄
(再利用) ※	(廃棄物) ※

設置届受付番号 \_\_\_\_\_

年 月 日

建築物完成兼収集開始届

杉並区 杉並清掃事務所長 宛

住所又は営業所  
届出者 氏名または商号  
電話

(清掃事務所記入欄)	完成検査日	年	月	日
------------	-------	---	---	---

さきに協議した建築物が竣工しますので、下記のとおり建築物の完成及び廃棄物等の収集開始について届けます。

建物の名称				
建物の所在地	杉並区			
管理者 (所有者)				
建物の構造	(SRC・RC・木造)(地上階・地下階)		(住宅用・事業用)	
延床面積	(住宅用戸)(事業用社〔店〕)		㎡	
廃棄物保管場所	容器数	ℓ、角・丸型	個	面積 ㎡
集積所設置場所	別紙地図参照 ※特記事項			
竣工予定日	年 月 日～			
入居予定日	年 月 日～			
事業系ごみ 収集体制	収集曜日	収集業者名	許可番号	収集開始日
				年 月 日～
				年 月 日～
収集開始の準備	住宅系	① ごみの正しい出し方 (管理者・居住者用 枚)		
		② 資源回収場所・ごみ容器集積所の看板 (枚)		
		③ 資源回収用コンテナ (びん用 個・かん用 個)		
		④ 資源回収用ネット (ペットボトル用 個)		

※ この届書は、居住者等入居開始2週間前までに提出してください。

清掃事務所記入欄

収集体制	住宅系	ごみ種	収集曜日	収集開始日
		可燃ごみ	( )・( )	年 月 日～
		不燃ごみ	第・第 ( )	年 月 日～
		びん・缶・プラスチック	( )	年 月 日～
		古紙・ペットボトル	( )	年 月 日～
建物竣工後 提出要請事項	事業系	① 廃棄物管理責任者選任届 1部		
		② 事業用大規模建築物における再利用計画書 様式一式		
受付者	杉並区杉並清掃事務所(方南支所)			

# 覚 書

# 見 本

私は、杉並区〇〇 丁目 番に建設します建築物（ 名 称 ）の  
廃棄物保管場所等に関し、下記事項について厳守することを約束します。

## 記

- 1 収集車両（清掃車）が廃棄物保管場所及び再利用対象物保管場所に進入又は横付けできませんので、収集当日はごみ容器等を別図（配置図、平面図）の場所まで責任をもって持ち出し、収集後は速やかにごみ容器等を洗浄するなどし、保管場所に格納します。
- 2 ごみ・資源の収集日には、当建築物から排出されるごみ等を、ごみ容器等により、ビル管理者が責任をもって容器持出場所へ一括して持ち出し、収集後は速やかに容器等を洗浄するなどし、保管場所に格納します。
- 3 廃棄物保管場所、容器持出場所及び容器等は、常に清潔を保つようにします。
- 4 容器等の取り扱い及び容器持出場所等の管理について、区の収集業務の遂行に支障のないようにするとともに、近隣住民等から苦情等の問題が生じた場合は、責任をもって解決することを約束します。
- 5 事業系廃棄物については、業者による収集とし、別添契約書に記載の委託業者が、責任をもって収集します。
- 6 事業系廃棄物については、業者による収集とします。また委託業者が決まっていないので、契約締結次第、契約書の写し及び業者の許可書の写しを提出します。
- 7 廃棄物保管場所、容器持出場所及び容器等は、常に清潔を保つことを管理組合に依頼することを約束します。
- 8 ごみ容器保管個数等に不足が生じた場合は、区の指示に従い速やかに廃棄物保管場所を増設するとともに、容器等を増やします。
- 9 建築物を分譲、又は管理を業者委託した後も、上記の項目に係わる件については責任をもって解決します。

年 月 日

杉並区長 あて

建築主 住 所  
氏 名

㊞

（上記を参考に、必要な項目やこれ以外の個別の必要事項を記載する。）

## 杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する条例（抜粋）

平成11年12月 1日

条 例 第 3 7 号

### 第二章 再利用等による廃棄物の減量

#### 第二節 事業者の減量義務

##### （事業用大規模建築物の所有者等の義務）

第14条 事業用の大規模建築物で規則に定めるもの（以下「事業用大規模建築物」という。）の所有者は、再利用を促進する等により、当該事業用大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物を減量しなければならない。

2 事業用大規模建築物の所有者は、当該事業用大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する業務を担当させるため、規則で定めるところにより、廃棄物管理責任者を選任し、その旨を区長に届け出なければならない。

3 事業用大規模建築物の所有者は、規則で定めるところにより、再利用に関する計画を作成し、当該計画書を区長に提出しなければならない。

4 事業用大規模建築物の所有者は、当該事業用大規模建築物又は敷地内に規則で定める基準に従い、再利用の対象となる物の保管場所を設置するよう努めなければならない。

5 事業用大規模建築物の占有者は、当該事業用大規模建築物から生ずる事業系一般廃棄物の減量に関し事業用大規模建築物の所有者に協力しなければならない。

6 事業用大規模建築物を建設しようとする者（以下「事業用大規模建築物の建設者」という。）は、当該事業用大規模建築物又は敷地内に規則で定める基準に従い、再利用の対象となる物の保管場所を設置しなければならない。この場合において、事業用大規模建築物の建設者は、当該保管場所について、規則で定めるところにより、あらかじめ区長に届け出なければならない。

##### （改善勧告）

第15条 区長は、事業用大規模建築物の所有者が前条第一項から第三項までのいずれかの規定に違反していると認めるとき、又は事業用大規模建築物の建設者が同条第六項の規定に違反していると認めるときは、当該事業用大規模建築物の所有者又は当該事業用大規模建築物の建設者に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

##### （公表）

第16条 区長は、前条の勧告を受けた事業用大規模建築物の所有者又は事業用大規模建築物の建設者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

- 2 区長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表をされるべき者にその理由を通知し、その者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

#### (収集拒否等)

第17条 区長は、事業用大規模建築物の所有者又は事業用大規模建築物の建設者が前条第一項の規定による公表をされた後において、なお、第15条の勧告に係る措置をとらなかったときは、当該事業用大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物の収集若しくは運搬を拒否し、又は区長の指定する処理施設への搬入を禁止することができる。

### 第三章 廃棄物の適正処理

#### 第五節 大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置

第43条 規則で定める大規模建築物を建設しようとする者(以下「建設者」という。)は、その建築物又は敷地内に一般廃棄物の保管場所及び保管設備(以下「保管場所等」という。)を設置しなければならない。この場合において、建設者は、当該保管場所等について、規則で定めるところにより、あらかじめ区長に届け出なければならない。

- 2 保管場所等は、規則で定める基準に適合するものでなければならない。
- 3 区長は、保管場所等について、建設者が前二項の規定に違反すると認めるときは、当該建設者に対し、期限を定めて、保管場所等の設置その他必要な措置を命ずることができる。
- 4 第一項に規定する建築物の占有者は、その建築物から排出される一般廃棄物を保管場所等に集めなければならない。

### 第六章 罰則

#### (罰則)

第58条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

五 第四十三条第三項の規定による命令に違反した者。

第60条 第四十三条第一項の規定による届出をしなかった者は、三万円以下の罰金又は科料に処する。

#### (両罰規定)

第61条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

## 杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する規則（抜粋）

平成12年3月31日

規則 第77号

### 第二章 再利用等による廃棄物の減量

#### （事業用大規模建築物）

第4条 条例第十四条第一項の規則で定める事業用の大規模建築物（以下「事業用大規模建築物」という。）は、事業用途に供する部分の床面積の合計が千平方メートル以上の建築物とする。

#### （再利用対象物の保管場所設置基準）

第7条 条例第十四条第四項及び第六項の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 廃棄物の保管場所とは明確に区分し、再利用の対象となる物（以下「再利用対象物」という。）に廃棄物が混入しないようにするとともに、廃棄物から生ずる汚水等により再利用対象物が汚染されないようにすること。
- 二 再利用対象物を十分に収納し、及びその種類に応じた適切な保管を確保するため、区長が別に定める基準に適合すること。
- 三 再利用対象物が飛散し、及び雨水が流入するおそれがないようにすること。
- 四 再利用対象物の搬入、搬出等の作業が容易にできること。
- 五 保管場所には、再利用対象物の種類その他注意事項を表示すること。

#### （再利用対象物の保管場所設置届）

第8条 条例第十四条第六項の規定による届出は、再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届（第三号様式）により、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項又は第六条の二第一項の規定による当該届出に係る建築物の建築の確認の申請の前までに行わなければならない。

#### （改善勧告）

第9条 条例第十五条の勧告は、その勧告の理由及び内容を記載した書面により行うものとする。

#### （公表）

第10条 条例第十六条第一項の規定による公表は、次に掲げる事項をインターネットの利用、杉並区広報への掲載、杉並区環境部での閲覧その他の方法により行うものとする。

- 一 違反した者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名。第11条の五第一号において同じ。）並びに事業用大規模建築物の所在地及び名称
- 二 違反の内容

#### （収集拒否等）

第11条 区長は、条例第十七条の規定に基づき事業系一般廃棄物の収集若しくは

運搬を拒否し、又は区長の指定する処理施設への搬入を禁止するときは、事業用大規模建築物の所有者又は事業用大規模建築物の建設者に対し、その処分の理由及び内容を記載した書面により通知するものとする。

### 第三章 廃棄物の適正処理

#### (事業系一般廃棄物保管場所の設置基準)

第20条 条例第三十四条第二項の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 事業系一般廃棄物を十分に収納し、その種類に応じた適切な保管ができること。
- 二 事業系一般廃棄物の搬入、排出等の作業が容易にできること。
- 三 事業系一般廃棄物が飛散し、流出し、地下へ浸透し、悪臭が発散し、及び雨水が流入するおそれがないようにすること。
- 四 ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- 五 作業の安全を確保するために換気、採光、排水等必要な措置が講じられていること。
- 六 運搬車を建築物に横付けし、又は進入させて事業系一般廃棄物を搬出する場合には、作業に支障が生じない場所であるとともに、運搬車の安全な運行の確保のために必要な措置が講じられていること。
- 七 区の収集運搬業務の提供を受ける場合には、区の収集運搬作業の方法に適合する保管容器又は保管施設を設置すること。この場合において、保管施設は、運搬車への事業系一般廃棄物の積込みが容易な構造であること。
- 八 保管する事業系一般廃棄物の種類、保管方法、保管施設の取扱いその他注意事項を表示すること。

#### (大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置)

第29条 条例第四十三条第一項の規則で定める大規模建築物は、延べ面積千平方メートル以上の建築物とする。

- 2 条例第四十三条第一項の規定による届出は、再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届により、建築基準法第六条第一項又は第六条の二第一項の規定による当該届出に係る建築物の建築の確認の申請の前までに行うものとする。
- 3 条例第四十三条第二項の規則で定める基準は、第二十条各号の規定によるほか、次に掲げるとおりとする。
  - 一 一般廃棄物を十分に収納し、及びその種類に応じた適切な保管を確保するため、区長が別に定める基準に適合すること。
  - 二 保管設備は、容易に腐食し、又は破損しない材質のものとし、一般廃棄物の搬入及び運搬車への積込み作業が安全かつ容易にできること。

# 杉並区大規模建築物の廃棄物保管 場所等の設置基準

〔平成14年5月22日  
杉環清発第59号〕

(趣旨)

第1条 杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する条例（以下「条例」という。）第43条第2項及び杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する規則第29条第3項（以下「規則」という。）の規定に基づき、大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置基準を定める。

(定義)

第2条 廃棄物の保管場所とは、廃棄物（粗大ごみを除く。）を保管する場所（以下「廃棄物保管場所」という。）及び粗大ごみを保管する場所（以下「粗大ごみ集積所」という。）をいう。

(廃棄物保管場所の設置基準等)

第3条 廃棄物保管場所の設置基準等は、次のとおりとする。

(1) 設置の基準

- ア 他の用途と兼用できないこと。
- イ 廃棄物の種類、排出量及び保管日数等に応じて、廃棄物が十分収納できること。
- ウ 建築物1棟につき、1箇所以上設置すること。ただし、同一敷地内の複数の建築物から排出される廃棄物を取りまとめて保管する場合は、この限りではない。
- エ 家庭廃棄物及び事業系廃棄物が、各別に保管できること。
- オ 廃棄物の搬入、保管設備への投入若しくは運搬車への積込み、及び清掃若しくは点検等に必要な作業場所を確保すること。
- カ 敷地内に運搬車が駐車できるスペース（ゼブラゾーン、幅3.5メートル×長さ7メートル×高さ3.5メートル程度）を設けること。
- キ 運搬車の通行に支障のない幅員及び高さを有する水平な通路に接続する場所に設置すること。
- ク 同一敷地内で建築物外に複数設置し、当該敷地内の通路から廃棄物を搬出する場合は、幅員が6メートル以上であり、運搬車が通り抜けできる通路に接続する場所に設置すること。

(2) 構造の基準

- ア 廃棄物の飛散及び臭気の流出を防ぐため、囲い及び扉等を設けること。かつ、屋外に設置する場合は、雨水の流入を防ぐため、ひさし及び屋根等を設けること。
- イ 汚水又は排水が地下に浸透することを防ぐため、必要に応じて、床をコンクリート張り等にする。かつ、床に勾配をつける等により、排水口等の排水設備から下水道又は下水処理施設へ効率よく流入すること。
- ウ 換気及び採光ができる構造とすること。なお、換気については、保管場所内部の臭気を効率よく排出できる位置に設置すること。

エ 運搬車が、横付け又は内部へ進入できる構造とすること。

オ 出入口の幅及び高さは、次のとおりとする。

- ① 容器を保管設備とし、運搬車が横付けする場合は幅 1.2 メートル以上、高さを 2.1 メートル以上とすること。
- ② 容器及び自動貯留排出機以外のものを保管設備とし、運搬車が横付けする場合は、幅 2.0 メートル以上、高さを 2.1 メートル以上とすること。
- ③ 運搬車が内部に進入する場合は、幅 3.5 メートル以上、高さ 3.5 メートル以上とすること。

カ 耐久性を考慮した構造であること。

キ 床の通路と接続する部分は、水平で、かつ通路と同一平面であること。

(3) 附帯設備の基準

ア 仕切りの設置、色彩又は形状等で区別された保管設備の設置等により、廃棄物の種類に応じて適切な保管ができること。

イ 容器及び保管場所内部の清潔を保持するため、水道栓等の洗浄設備及び排水口等の排水設備を設置すること。

ウ 多量の厨芥を保管する場合は、プレハブ・冷蔵庫等を設置すること。

エ 必要に応じて、運搬車の誘導ラインを引き、タイヤストッパー等の車両停止設備を設置すること。

オ 可燃・不燃等容器保管用として棚を設置する場合は、2 段までとし、高さは 80 センチメートルから 100 センチメートルまでとすること。

(廃棄物保管設備に関する基準)

第 4 条 廃棄物保管設備に関する基準は、次のとおりとする。

(1) 区の収集運搬業務の提供を受ける場合

ア 容器の場合

- ① 規則第 16 条第 1 項に規定する基準に適合すること。
- ② 容器種別及び大きさは、次のとおりとする。

品 目	容器種別	外 寸 (mm)	備 考
可燃・不燃・プラスチック製 容器包装・ペットボトル	丸型 60 ㍓容器	直径 600	ペットボトルについては、他の容量のネット容器等でも可
	角型 60 ㍓容器	W350×D550×H600	
缶・びん	回収箱	W530×D366×H322	コンテナ容器

※ 回収箱は、区が用意する。

イ 特殊架装車専用反転コンテナボックス（以下「反転コンテナ」という。）の場合  
反転コンテナによる業務の提供を希望する場合は、区において必要な運搬車の提供が難しい場合があるため、事前に十分な打ち合わせを行うこと。

- ① 容量は、0.7 立方メートルとする。
- ② 大きさは、次のとおりとする。

本 体	横 幅	1,360 mm	± 10 mm (誤差)
	奥行き	590 mm	± 10 mm
	高 さ	890 mm	± 10 mm
傾倒軸	長 さ	1,574 mm	± 10 mm
	高 さ	685 mm	± 10 mm

- ③ 材質は、FRP又はこれと同程度に軽量で衝撃に強いものとする。
- ④ 折りたたみ式のふたを付けること。
- ⑤ 底部に、ストッパー付旋回車輪4個及び栓付の排水口を取り付けること。
- ⑥ 運搬車の傾倒装置との脱着が安全かつ容易に行えるものであること。

ウ 自動貯留排出機の場合

- ① 特殊架装をしたすべての運搬車に適合すること。
- ② 容量は、廃棄物の排出量及び保管日数等に応じて、廃棄物が十分収納できるものであること。
- ③ 構造は、密閉式とし、臭気及び汚水の流出を防止するとともに、騒音及び振動を低減する措置がなされていること。
- ④ 運搬車の積込み能力に応じた排出速度の調節機能を有すること。
- ⑤ 運搬車への排出の際に、廃棄物の飛散又は落下等がないこと。
- ⑥ 原則として、廃棄物を圧縮する機能を有すること。
- ⑦ 運搬車と接触した場合に衝撃を緩和する装置を取り付けること。

(2) 区の収集運搬業務の提供を受けない場合

ア 容器の場合は、前号アの規定を準用する。ただし、事業系の場合は、回収箱は使用しない。

イ 反転コンテナの場合は、前号イの規定を準用する。

ウ 自動貯留排出機の場合は、前号ウの規定を準用する。

エ 車両搭載式コンテナの場合

- ① 容量は、廃棄物の排出量及び保管日数等に応じて、廃棄物が十分収集できるものであること。
- ② 運搬車に適合する仕様であること。
- ③ 密閉式の場合は、原則として、廃棄物を圧縮する機能を有すること。

オ その他の設備の場合

- ① 容量は、廃棄物の排出量及び保管日数等に応じて、廃棄物が十分収納できるものであること。
- ② 取扱いが、安全かつ容易にできるものであること。

(廃棄物保管設備の選定基準)

第5条 廃棄物保管設備の選定基準は、次のとおりとする。

(1) 原則として、次のとおりとする。

ア 区の収集運搬業務の提供を受ける場合

- ① 住宅が100戸未満の場合は、原則として容器、又は自動貯留排出機とすること。ただし、不燃ごみについては、その性状から自動貯留排出機は使わないものとする。

る。

- ② 住宅が 100 戸以上の場合、原則として自動貯留排出機又は反転コンテナとすること。ただし、不燃ごみについては、その性状から自動貯留排出機は使わないものとする。

なお、反転コンテナによる業務の提供を希望する場合は、区において必要な運搬車の提供が難しい場合もあるため、事前に十分な打ち合わせを行うこと。

イ 区の収集運搬業務の提供を受けない場合

- ① 廃棄物の排出量が 1 日に 1,000 キログラム未満の場合は、第 4 条 (2) に定める設備とすること。
- ② 廃棄物の排出量が 1 日に 1,000 キログラム以上の場合は、容器又は反転コンテナ以外の設備とすること。
- (2) 区の収集運搬業務の提供を受けない場合で、容器、反転コンテナ、自動貯留排出機又は車両搭載式コンテナ以外の設備を設置するときは、事前に区と十分協議すること。

(廃棄物の排出量の算定基準)

第 6 条 廃棄物（粗大ごみを除く）の排出量の算定基準は、次のとおりとする。

- (1) 廃棄物（粗大ごみを除く）の排出量は、原則として別表 1 の基準を用いて算出するものとする。ただし、過去のデータがある場合は、清掃事務所の了承を得たうえで、そのデータを用いて算定するものとする。
- (2) 住宅部分の人員数は、原則として、別表 2 の基準を用いて算定するものとする。ただし、人員数が確定している場合は、その人員数を用いて算定するものとする。
- (3) ごみの種別割合は、次のとおりとする。

ア 家庭廃棄物の割合

種別	可燃	不燃	プラ容器	ペット	缶	びん	古紙
割合	46%	3%	19%	10%	4%	3%	15%

注：種別欄の「プラ容器」はプラスチック製容器包装を、「ペット」はペットボトルを示す。

イ 事業系廃棄物の場合は、清掃事務所の了承を得たうえで、過去のデータを用いて算出する。ただし、過去のデータがない場合は、可燃 75%、不燃 25%とする。

なお、缶等の資源については、規則第 7 条に基づく「杉並区事業用大規模建築物の再利用対象物保管場所設置基準」により設置する。

- (4) 廃棄物（粗大ごみを除く）の体積を重量に換算する場合は、1 立方メートルを 250 キログラムとする。

(粗大ごみ集積所の設置基準)

第 7 条 粗大ごみ集積所の設置基準は、次のとおりとする。

- (1) 敷地内に、集積所の場所を示すペイント表示と「粗大ごみ集積所」と印字された表示板により区別されたスペースを設けること。（建築物構造でなくてもよい）
- (2) 粗大ごみの種類、排出量及び保管日数等に応じて、廃棄物が十分収納できる面積であること。ただし、最低 3 平方メートルとすること。

(3) 建築物1棟につき、1箇所以上設置すること。ただし、同一敷地内の複数の建築物から排出される廃棄物を取りまとめて保管する場合は、この限りではない。

(4) 通路など他の用途と共用でないこと。

(設置届の内容変更)

第8条 建設者は、設置届及び添付書類（以下「設置届等」という。）の提出後において、その内容に重大な変更を生じたときは、改めて設置届等を提出しなければならない。

附 則

この基準は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

様式 略

# 杉並区事業用大規模建築物の再利用対象物保管場所設置基準

〔平成14年5月22日〕  
杉環清発第62号

(趣旨)

第1条 杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する条例第14条に基づき、杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する規則（以下「規則」という。）第7条に規定する再利用対象物の保管場所（以下「保管場所」という。）の設置基準について必要な事項を定める。

(再利用対象物保管場所面積の算出基準)

第2条 規則第7条第2号に定める再利用対象物を十分に収納し、及びその種類に応じた適切な保管を確保するための基準は、再利用対象物の保管場所最低必要面積算出基準（別表）による。

(保管場所の配置、構造、付帯設備及び維持管理等)

第3条 保管場所の配置、構造、付帯設備及び維持管理等は、次のとおりとする。

(1) 配置等

ア 保管場所は、運搬車両が直接かつ安全に進入できる敷地内に設置し、作業の安全性及び効率性に十分配慮すること。また、敷地内への出入口は、接する道路の交通量、交通規制等を十分考慮して設置すること。

イ 保管場所は、引火性、爆発性の物の保管場所等に近接していない場所に設置すること。

ウ 保管場所を屋外に設置する場合は、再利用対象物の飛散及び雨水の流入等を防止するため、屋根及び囲いを設けること。

エ 再利用対象物の選別及び運搬車への積み込み作業等に必要な作業場所を確保すること。ただし、保管場所を廃棄物保管場所と隣接して設置する場合は、廃棄物保管場所の作業場所と兼用することができる。

(2) 構造、付帯設備等

ア 保管場所は、耐久性を考慮した構造とすること。

イ 保管場所を廃棄物保管場所と隣接して設置する場合は、廃棄物の混入及び廃棄物から生じる汚水等を防止するため、壁等により区分すること。

ウ 保管場所には、再利用対象物の種類及び使用上の注意事項を表示するとともに、棚・仕切板等により再利用対象物の種類が区分できるようにすること。

エ 保管場所の換気、採光に十分配慮し、必要な設備を備えること。

オ 保管場所の内部に運搬車が進入する構造の場合は、車両誘導ラインなどの線引きを行うとともに、車両停止設備（タイヤストッパー等）を設置するよう努めること。

(3) 維持管理等

ア 事業用大規模建築物の所有者（以下「所有者」という。）は、常に、保管場所及びその周辺を清潔に保ち、適切な維持管理を行うこと。この場合において、所有者は、

必要があるときは利用者に協力を求め、指導を行うこと。

イ 所有者は、再利用対象物の選別・運搬作業に従事する作業員等の安全衛生に十分配慮し、安全衛生上の支障が生じたときは、すみやかに適切な措置を講じること。

ウ 所有者は、事業用大規模建築物の利用形態の変更等により、保管場所が第2に規定する基準に適合しないこととなったときは、すみやかに当該基準に適合させるための措置を講じること。

エ 所有者は、出入口付近の歩行者等に対する危険防止のため、所要の設備が必要なときは、これを設置するとともに、適正に管理すること。

(設置届の内容変更)

第4条 建設者は、設置届及びその添付書類(以下「設置届等」という。)の提出後において、その内容に重大な変更を生じたときは、改めて設置届等を提出しなければならない。

附 則

この設置基準は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

この設置基準は、平成20年4月1日から施行する。

様式 略

